

令和7年度 全国建設工事業国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

（令和7年2月19日・第243回理事会）

（令和7年2月28日・第128回臨時組合会）

全国建設工事業国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和7年度の実践計画を次のとおり策定する。

1. 法令遵守に徹した組織・業務運営

(1) 法令遵守マニュアルに基づく事業運営を基本とする。支部及び出張所の業務執行状況等の把握については、支部指導監査及び事務指導等を中心とし、必要に応じて法令遵守に係る「コンプライアンスチェックシート」の見直しを行いながら、最新時点における業務執行状況等を把握し、改善指導の手掛かりとする。

(2) 国保実務は、「例規集」及び「国保実務ガイダンス」等に基づき適切に執行する。

特に、組合員資格については、

① 規約及び業務取扱規程並びに「被保険者資格の再確認の方法の改善策」に基づく資格要件の確認を徹底し、適用の適正化を推進する。

また、既加入者の主たる事業の判断基準に基づき、現況調査の確認を行い、適正な資格管理に努める。

② 支部は、組合員資格の管理を日常的・恒常的業務と位置付け、その認識のもとに適切に実施する。

③ 北海道・東北ブロック地区の組合員及び理事・監事・組合会議員・支部長に対する組合員資格の現況調査を実施する。

(3) 法令遵守担当理事のサポート体制を引き続き維持する。

(4) 支部から本部への報告事項のうち、重要な案件については「事前連絡・事前相談」を徹底させ、支部及び出張所における問題発生を未然に防止する。

(5) 支部指導監査等を効率的に実施するとともに、事務処理の均一化及び支部運営の平準化に努め、再発防止体制の確立を図る。

2. 法令遵守に関する指導・研修

不祥事を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守に関する指導・研修を徹底し、役職員の意識改革及び更なるスキル向上を目指す。

(1) 広報紙（けんせつ国保）等の組合が有する広報手段を駆使して、法令遵守の重要性に関する啓発活動を行う。（適宜）

(2) 役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修をあらゆる機会を捉えて実施する。（適宜）

(3) 出張所を設置している支部は、支部規程第17条の規定に基づき、出張所の事務・業務範囲を明確にしたうえで、出張所に対する研修を必ず実施するとともに監査等により出張所の管理・監督を強化する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は複数の職員により執行する。

4. 個人情報保護の強化

マイナンバー制度の実施に伴い、個人情報の更なる保護に資するため、国が示したロードマップを着実に遂行するとともに、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」・「個人情報保護に関する規程」に基づき、被保険者の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止し、安全で正確な管理に努める。

5. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するなど適切に対応する。

- (1) 役職員が把握した組合員や被保険者からの苦情、役職員の勤務状況や不祥事に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、「公益通報者保護に関する規程」等に基づき寄せられたものを含め、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
- (2) 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
- (3) 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

6. 不祥事への対応体制

役職員は、不祥事又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- (1) 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。
- (2) 理事長は、法令等に従い東京都（監督官庁）に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。

7. 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。